

令和2年5月28日

山形市総合福祉センター体育ホールの利用再開について

- 1 利用再開期日 令和2年6月10日（水）より
- 2 申込受付開始 令和2年6月1日（月）より
※6月10日からの利用については、6月1日（月）に抽選会を行います
<6月1日抽選会の取り扱い>
登録団体（福祉団体）については6・7・8月利用分
一般団体については6・7月利用分
- 3 利用できるスペース 老朽化により、今年秋に体育ホール棟屋根補修工事を予定しているため、当面の間、東側半面のみ利用となります。
- 4 利用の制限について
 - (1) 十分な身体的距離（2m程度）の確保になるよう、密にならない人数での利用をお願いします
 - (2) 専用使用のみとし個人使用は不可
 - (3) 1日1団体3時間までの利用
 - (4) 更衣室の利用不可
 - (5) 大会・練習試合の利用不可
 - (6) 2週間以内に一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道を移動した人の利用不可
 - (7) 施設使用前の、石鹸による手洗いの徹底又はアルコール消毒液による手指の消毒
 - (8) 休憩及び荷物置き等での、十分な身体的距離（2m程度）の確保
 - (9) 施設内での食事不可
 - (10) その他、市有体育施設の利用制限に準じる
- 5 施設利用にあたって協力をお願いについて
 - (1) 移動や休憩中など可能な限りマスクを着用してください
 - (2) 大声を出しての会話等を行わないようにしてください
 - (3) 咳やくしゃみ、発熱など感冒の症状のある人は利用しないでください
 - (4) 手洗い、うがい、咳エチケット、利用前の体温確認等を徹底してください
 - (5) 可能な限り各自で手消毒液等を持参してください
 - (6) 主催者の方は、参加者の氏名、住所等を把握してください
 - (7) 換気を徹底するため、可能な限り、下窓を開放したまま使用してください
- 6 その他
今後、施設の利用に関して変更があった場合、その都度周知します。

山形市総合福祉センター 貸館等利用について
(お願い)

新型コロナウイルス感染症対策のため、ご利用者の皆様におかれましては下記のとおりご協力をお願い致します。

記

1、貸館等について

利用できる部屋	高齢者福祉室、3階会議研修室1、2、4
利用できない部屋等	1階会議研修室、交流ホール、3階会議研修室3、児童遊戯室 温泉棟休憩室、1階交流ロビー、2階交流ホール前ホワイエ 電位治療器

2、貸館の条件

- ① 利用時間は3時間以内でお願いします。
- ② 利用者数の上限

高齢者福祉室	10人
3階会議研修室1	28人
3階会議研修室2	16人
3階会議研修室4	6人
- ③ 感染予防にむけた遵守事項
 - ・マスクの常時着用をお願いします。
 - ・咳やくしゃみ、発熱など感冒の症状のある方はご利用を控えてください。
 - ・2週間以内に一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道を移動した方はご利用できません。
 - ・手指消毒を徹底してください。消毒液等は各自ご用意をお願いします。
 - ・近距離での会話、発声は避けてください。
 - ・1時間に1～2回程度の換気をお願いします。
 - ・密集を避けるため、お互いの距離を1～2mあけてください。
 - ・主催者の方は、参加者の氏名、住所等の把握をお願いします。
 - ・体育ホール以外でのスポーツやダンス等は禁止させていただきます。
 - ・合唱等の発声を伴う利用は禁止させていただきます。
 - ・「喫茶ふれ愛」及び水分補給以外の飲食は禁止させていただきます。また衛生面を考慮し茶道具の貸し出しは行わないものとさせていただきます。

※上記取り扱いに関しては、状況の変化により変更する場合がありますのでご理解の程
よろしくお願い致します。

〈利用許可条件〉

- ア 新型コロナウイルスの感染状況次第によっては、貸館利用を中止させていただく
ことがあります。
- イ 新型コロナウイルスの感染状況により貸館利用を中止した場合に生じた損失につい
ては、山形市および山形市社会福祉協議会では補償いたしません。